

○松本市図書館資料収集要綱

平成24年3月30日

教育委員会訓令乙第3号

市立松本図書館資料収集要綱（平成元年教育委員会訓令乙第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、松本市図書館条例（昭和39年条例第41号）第3条に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、中央図書館及び分館（以下「図書館」という。）における資料（以下「資料」という。）の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 図書館は、市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、市民の要望及び社会的な動向等が十分に反映されるように配慮し、文化教養、調査研究、趣味、レクリエーション等に資する資料を広範囲にわたり収集するとともに、地域や市民の課題解決に役立つ資料を積極的に収集する。

2 収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、政治的立場等にとらわれることなく、多様な観点に立ち、資料を収集する。

（収集の分担）

第3条 図書館においては、その施設の規模、地域性及び各館の機能に応じた蔵書構成に留意し、図書館全体の体系的な資料の充実を図るものとする。

2 中央図書館は、市民の生涯学習を支える拠点施設として、分館が収集する資料のほか専門的図書、参考図書、地域資料その他分館のサービスを補完する資料の収集に努めるものとし、特に、松本市に関する資料については、網羅的に収集する。

3 分館は、生活に身近な図書館として、一般教養、趣味、レクリエーション、日常生活に役立つ資料、児童書のほか、調査研究のための基礎的、入門的な資料も収集するとともに、各地域の特性に応じた資料収集に努めるものとする。

（収集方法）

第4条 資料は、新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。

（収集資料の種類）

第5条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

（1） 図書（一般図書、参考図書、児童図書）

（2） 地域資料

- (3) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (4) 視聴覚資料（CD、ビデオテープ、DVD、マイクロフィルム）
- (5) 点字図書、録音図書等
- (6) その他特に必要と認められる資料

2 技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度、利便性、継続性を考慮し、収集対象に加えるものとする。

（種類別収集方針）

第6条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、すべての分野について基礎的なものから必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、極めて特殊な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

イ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な事典、辞典、書誌、図鑑、地図、資料集、法令集等を収集する。

ウ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かな感性や想像力を育むことができる資料を広く収集する。ただし、漫画本は、原則として収集しない。

(2) 地域資料

ア 松本市を中心とした地域の図書、新聞、雑誌、パンフレット等を可能な限り収集する。

イ 松本市が発行した行政資料については、積極的に収集する。

ウ 長野県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び松本市と特に関わりのある資料を中心に収集する。

(3) 逐次刊行物

ア 新聞は、代表的な全国紙、地方紙、外国紙、児童向けの新聞等を収集する。ただし、専門紙及び機関紙については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、各分野のバランスに配慮して収集する。ただし、漫画雑誌は、原則として収集しない。

(4) 視聴覚資料

ア 映像資料、録音資料等の基本的な作品及び代表的な演者の作品を、著作権を考慮して館外貸出が可能な資料を収集する。

イ 地域資料も必要に応じて収集する。

ウ 紙媒体では入手困難なものや利便性に配慮してマイクロフィルム等を収集する。

(5) 点字図書・録音図書等

ア 視覚障害等により通常の資料形態では利用が困難な利用者を対象に、点字図書及び
デジタイズ図書等の録音資料の収集、製作を行う。

イ 収集に当たっては、他機関との相互協力による資料提供を考慮して収集する。

(6) 外国語資料

英語を中心に収集し、その他外国語についても必要に応じて収集する。

(7) 各種文庫

山岳文庫やお城文庫等各種文庫の資料を収集する。

(8) その他特に必要と認められる資料

必要に応じて収集する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか資料収集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。